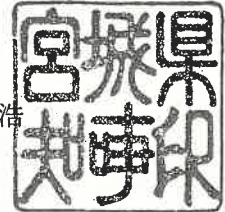




環 対 第 6 4 号  
令 和 3 年 4 月 2 6 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿  
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 福島北風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見に  
ついて (通知)

令和2年11月20日付けで日立サステナブルエナジー株式会社取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 颯田  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## (仮称) 福島北風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、福島県福島市及び伊達郡桑折町において、最大で総出力 54,600kW 程度（定格出力 4,200kW 級、最大 13 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

本事業の対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は宮城県に位置しないが、自然環境や景観への影響が懸念される。

このため、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

### 1 全般的事項

#### (1) 風力発電設備等の配置等の検討

風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、周辺的生活環境及び自然環境並びに景観等への影響について考慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。

#### (2) 調査、予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

#### (3) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (4) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

#### (5) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、関係自治体である白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

### 2 個別的事項

#### (1) 動物に対する影響

事業区域及びその近傍がサンバの渡りルートとなっており、他事業との累積的影響も懸念されるため、適切に調査を実施すること。

(2) 景観に対する影響

萬蔵稲荷神社をはじめとする宮城県内の主要な眺望点からの景観について、調査、予測及び評価を行うとともに、眺望景観への影響を回避又は十分に低減できるよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

静けさを楽しむ場所でもある萬蔵楽山及び萬蔵稲荷神社について、風車の騒音の影響を調査、予測及び評価を実施すること。評価にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。